

社会機能維持者に係る 濃厚接触者の待機期間短縮について

令和4年1月18日 宮城県

濃厚接触者の待機期間について

<基本の待機期間>

最終曝露日（陽性者との接触等）から **10日間**

令和4(2022)年1月14日の国の方針を受け、県では、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の自宅待機（健康観察）について、待機期間をこれまで感染者との最終接触日から14日間としていたものを10日間に短縮しました。

ただし、**社会機能維持者**（社会機能を維持するために必要な事業に従事する者）については、自治体の判断により、10日間を待たずに検査結果が陰性であった場合でも待機を解除することができるようになりました。

対象となる事業所

	区分	業種
1	医療関係者	病院・診療所等, 薬局, 救急等
2	福祉サービス関係者	高齢者福祉施設, 障害者福祉施設, 児童福祉施設等
3	インフラ運営関係者	電力, ガス, 石油, 上下水道, 通信
4	ゴミ処理関係者	廃棄物収集・運搬, 処分
5	流通・運送サービス関係者	鉄道, バス・タクシー・トラック, 海運, 港湾管理, 航空・空港管理, 郵便
6	行政サービス (治安確保) 関係者	警察, 消防, 海上保安等

実施方法

- ① 従事がその事業の継続に必要な場合に行うこと。
- ② 社会機能維持者が無症状であること。
- ③ 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終暴露日から6日目、抗原定性検査キット（※）を用いる場合は、6日目と7日目に行うこと。
（※抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを使用し、別添確認書の対応を行うこと。検査キットは医薬品卸売販売業者から入手することとし、その際は確認書を卸売販売業者に提出すること。）
- ④ 事業者は検査結果を必ず確認すること。陽性の場合は、医療機関の受診を促すとともに、医療機関の診断結果の報告を求めること。
- ⑤ 待機解除後に従事する場合は、感染対策を徹底すること。10日目までは不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避けること。

実施方法

① 従事がその事業の継続に必要な場合に行うこと。

社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うことができます。

② 社会機能維持者が無症状であること。

無症状であり、検査で陰性が確認された場合に待機を解除することができます。

発熱等の症状がある場合、社会機能維持者は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡し、濃厚接触者である旨を申し出た上で、受診先の情報提供を受けてください。

受診・相談センター：022-398-9211（24時間対応）



実施方法

③検査は事業者の費用負担（自費検査）により行うこと。

検査は事業者の費用負担（自費検査）により行ってください。

核酸検出検査（PCR検査）又は抗原定量検査を用いる場合は、最終暴露日から6日目に行うこと。

抗原定性検査キット（※）を用いる場合は、6日目と7日目に行うこと。

※抗原定性検査キットを用いる場合について、次ページで詳しく説明します。

日数計算の例

最終暴露日	1月1日
1日目	1月2日
2日目	1月3日
3日目	1月4日
4日目	1月5日
5日目	1月6日
6日目	1月7日
7日目	1月8日

核酸検出検査
又は
抗原定量検査

抗原定性検査
キット

実施方法

抗原定性検査キットを用いる場合は、6日目と7日目に行うこと。

抗原定性検査キットは、**薬事承認されたものを必ず用いる**とともに、**別添確認書の①から⑤の対応**を行ってください。

検査キットは、医薬品卸売販売業者から入手してください。その際は、**当該確認書を卸売販売業者に提出**してください。

一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売販売業者について、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、参考にしてください。

厚生労働省

ワクチン・検査パッケージ等や職場等での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

別添

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テストhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いのないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

実施方法

④事業者は、検査結果を必ず確認すること。

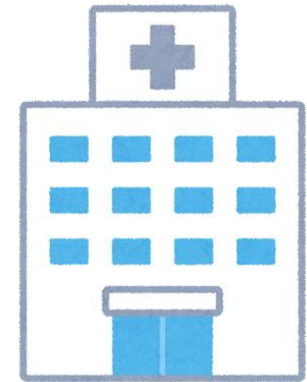
事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認してください。

**陽性の場合、医療機関受診を促すとともに、
医療機関の診断結果の報告を求めること。**

陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めてください。保健所への連絡は不要です。

社会機能維持者は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡し、濃厚接触者である旨を申し出た上で、受診先の情報提供を受けてください。

受診・相談センター：022-398-9211（24時間対応）



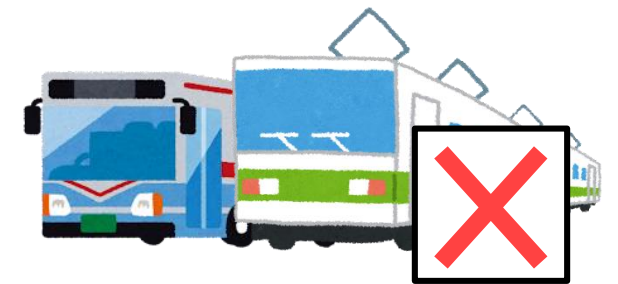
実施方法

⑤待機解除後に従事する場合は、感染対策を徹底すること。

待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底してください。

10日目までは不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避けるよう説明すること。

社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明してください。



まとめ

濃厚接触者の待機期間短縮に係る対応について

＜基本の待機期間＞ 最終暴露日（陽性者との接触等）から**10日間**

ただし、**社会機能維持者**（社会機能を維持するために必要な事業に従事する者）**については**、自治体の判断により、**10日を待たずに検査が陰性だった場合でも待機を解除できる。**

対象となる事業所

	区分	業種
1	医療関係者	病院・診療所等，薬局，救急等
2	福祉サービス関係者	高齢者福祉施設，障害者福祉施設，児童福祉施設等
3	インフラ運営関係者	電力，ガス，石油，上下水道，通信
4	ゴミ処理関係者	廃棄物収集・運搬，処分
5	流通・運送サービス関係者	鉄道，バス・タクシー・トラック，海運，港湾管理，航空・空港管理，郵便
6	行政サービス（治安確保）関係者	警察，消防，海上保安等

実施方法

- ① 従事がその**事業の継続に必要な場合**に行うこと。
- ② **社会機能維持者が無症状**であること。→有症状はコールセンターへ連絡
- ③ 検査は**事業者の費用負担**（自費検査）により行い、**核酸検出検査又は抗原定量検査**を用いる場合は**最終暴露日から6日目**、**抗原定性検査キット**（※）を用いる場合は、**6日目と7日目**に行うこと。
（※抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを使用し、別添確認書の対応を行うこと。検査キットは医薬品卸売販売業者から入手することとし、その際は確認書を卸売販売業者に提出すること。）
- ④ 事業者は検査結果を必ず確認すること。**陽性の場合**は、**医療機関の受診を促す**とともに、**医療機関の診断結果の報告を求める**こと。→陽性の場合コールセンターへ連絡
- ⑤ 待機解除後に**従事する場合は**、**感染対策を徹底**すること。**10日目までは不要不急の外出はできる限り控え**、**通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避ける**こと。